

一般社団法人日本保育保健協議会 会員規定

第1章 総則

第1条 本規定は、一般社団法人日本保育保健協議会（以下、当法人という）定款第2章に基づき会員に関する事項を規定する。

（入会基準）

第2条 当法人の会員となろうとするものは、次の各号を承認すること

- (1) 定款第3条に定める当法人の目的に賛同するもの
- (2) 子育て支援に携わる保育・保健・医療・栄養・行政・教育・心理・その他保育福祉関係等の専門職・保護者等の個人と団体及び企業
- (3) 当法人の定款及び諸規則を遵守するもの
- (4) 公序良俗に反しないもの

（入会、更新および退会方法）

第3条 正会員および賛助会員ならびに準会員として入会を志すものは、前条を承諾したうえで、「入会申込書」に初年度分年額会費の領収書を添えて、会長に提出しなければならない。

2 理事会において入会承認の可否を決定し、受理した場合は、会長が本人に通知するものとする。なお、入会を否認する場合は、初年度分年額会費を返金する。

3 会員資格は、特段の申請が無い場合、次年度に自動更新する。

4 退会は、定款10条の定めに基づき、必ず「登録事項変更届」を使用して退会を申し出なければならない。未払会費がある場合は、精算後申し出ること。

（会員の権利）

第4条 当法人の会員に、次の各号の権利を保障する。

- (1) 機関誌等の刊行物による情報を受ける
- (2) ホームページ上の会員特典を受ける
- (3) 機関誌等の研究論文（著者・共著者）その他掲載記事に投稿する。但し、掲載の採否は、編集委員会の専権事項である
- (4) 生涯研修システムに登録、優先的に生涯研修プログラムに参加（別途、個人別に登録料が必要）
- (5) 日本保育保健学会の演題に応募（演者・共同演者）する
但し、演題の採否は、学会プログラム委員会の専権事項である
なお、入会の承認を受けた会員の権利は、年度初に遡って発生し、入会通知書にて、会員番号及びホームページのIDパスワードを交付する。また、団体会員の場合、この権利は常勤職員に及ぶ。
- (6) 準会員については上記権利のうち（2）および（5）の権利を保障する。

（納付義務）

第5条 本会の会員は、当該年度分の年会費を指定預金口座に指定期日までに納付しなければならない。

第2章 名誉会員

(名誉会員)

第6条 定款第7条に定める名誉会員を置くことができる

2 年齢70歳以上で本会の発展、運営に特に著しい貢献をなしたと認められるものを理事会において推挙し、社員総会の議決を経て決定する。

(理事会への出席)

第7条 名誉会員は理事会に出席して会長の求めに応じ意見を述べるができるほか、本会の運営あるいは会務、事業に関して会長の諮問に応じその学識経験に基づき提言することができる。

(年会費の免除)

第8条 社員総会にて決定後、次年度より終身年会費を免除することができる

第2章 年額会費

(総則)

第9条 この規定は、定款第9条の規定に基づき、当法人の会費に関わる必要事項を定める。

(年額会費)

第10条 会費は、年会費（年額会費）とし、毎会計年度当初に発行する請求書にて、会員に納付を通知する。

(金額)

第11条 年会費は次の通りとする。

1. 個人会員（医師、歯科医師）：10,000円
2. 個人会員（医師、歯科医師以外）：8,000円
3. 団体会員：22,000円
4. 賛助会員：22,000円
5. 準会員：2,000円（学生）（滞納措置）

第12条 過年度分年会費未納の会員に、4月に再請求を行う（5月末納付期限）。

なお、入金がない場合、6月以降の会員資格（機関誌等の送本）を停止する。滞納年会費の入金確認をもって会員資格を再開するが、停止期間中の機関誌や会報の送付等、会員の権利は復活しない。

(滞納退会)

第13条 年会費を2年間滞納した会員は、定款第12条に従い、該当者に通知のうえ「登録事項変更届」の提出を受け退会手続きをとる。但し本規定は債権を放棄するものではない。

また、該当者の再入会は、滞納年会費の納付を条件とし理事会の承認を要する。

附則

1. 本規定の改定は、理事会の議決をもって行うことができる。
2. 本規定は、一般社団法人日本保育保健協議会設立の平成23年4月1日から施行する。
3. 本規定の一部を改正し、平成31年4月1日から実施する
4. 本規定の一部を改正し、令和3年4月1日から実施する